

記録管理学会 / ARMA東京支部 / 全史料協共催

特別講演会「文書管理法(仮称)の制定に向けて」に寄せて — 自治体・専門職・民間文書 —

埼玉県立文書館 太田 富康

4月23日夜、中央大学駿河台記念館において標記特別講演会が開催された。講師の宇賀克也東京大学教授は、内閣官房に去る3月設置された「公文書管理の在り方等に関する有識者会議」のメンバーである。来年の通常国会への法案提出を目標に進められている政府の文書管理法(仮称)制定の動きに対し、私たち実務者は長年の切望が進展する機会として大きな関心を寄せている。本講演会も、この動きをさらに推進することを目的とするものであったが、質疑の口火を切ったのがニセコ町長時代に文書管理条例を実現させた民主党の逢坂誠二衆議院議員であり、それに続いたのが弁護士の方であったように、この問題が、政治的にも社会的にも大きな関心の広がりを見せていることが印象的であった。

講演での様々な論点を限られた紙面でお伝えすることは困難であるが、幸いなことに、それらの論点は、4月9日に開催された第3回有識者会議における宇賀氏からのヒアリング内容と基本的に合致しているため、全体の紹介は内閣官房HP掲載の詳細な会議録と資料に委ねることとし、ここでの限られた紙面では、講演では触れられた程度にとどまったものの、本会にとっては重要と思われる2、3の論点について記したい。

第1は地方公共団体(以下「自治体」)の責務規定である。今回の議論の対象は、直接的には国の文書であるが、本会会員に多い自治体等には、いかなる法的拘束力や影響があるのか、は関心の強いところであろう。氏は、自治体の文書を文書管理法の対象としても憲法が保障する地方分権の原則に必ずしも反するものではないが、他法とのバランスからは責務規定が適当か、とされた。行政機関情報

公開法第41条がその好例であろう。多くの自治体で一斉に情報公開条例の新規制定や全面改正が行われるなど、その影響力が大きかったことを考えると、公文書館法だけでは進展をみなかった自治体まで含め、多くの自治体でアーカイブズまでを包含した「文書管理条例」に踏み出すことが期待される。わずか1条かもしれない責務規定であるが、これが適切に位置付けられることに注視したい。また、それゆえ法の内容は自らが準拠するものとして自治体にとっても重要となる。

第2に、本会が重点課題として20年来取り組んできた専門職制度の問題である。講演では、文書管理専門職の国家資格は中期的な課題、と触れられるにとどまった。国は公文書館法が規定する専門職員をすでに設置している、という仕切りからすれば、対象を国に限定する法検討においては自然なのかもしれない。しかし、国の専門職員も一定の養成制度、一定の資格制度に基づいているものではない。氏は新法の検討だけでなく、国立公文書館法などの既定法の改正も提起している。大学院アーカイブズ学専攻設置などの新たな進展のなか、「当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第4条第2項の専門職員を置かないことができる」という附則第2条を撤廃すべく、今こそ公文書館法改正が俎上に載せられることが期待される。

なお、国立公文書館法に関しては、民間文書の収集を所掌事務とするための改正が提起された。民間文書の扱いも本会にとっては関心の強いところであろう。

有識者会議での議論が、これら地方や民間への波及効果にも意が配されたものとなることが願われる。